

誓 約 書

芦屋市が実施する下記 1 の不動産に係る一般競争入札の参加に当たり、芦屋市暴力団排除条例（平成 24 年芦屋市条例第 30 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記 2 のとおり誓約する。

なお、芦屋市長がこの誓約書の写し及び下記 2 (3) の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、芦屋市長が警察署長に下記 2 (1) に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を芦屋市長が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は他の実施機関（芦屋市個人情報保護条例（平成 16 年芦屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。）に提供することについて同意する。

記

1 一般競争入札物件 芦屋市大原町 278 番地（家屋番号：278 番の 110）

2 誓約事項

- (1) 入札者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団
 - イ 条例第 2 条第 2 号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第 2 条第 3 号で規定する暴力団密接関係者
- (2) 入札者が前号の条項に違反したときは、入札の無効その他の芦屋市長が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (3) 入札者が暴力団等に該当するの可否を確認するために、それらの役員等（芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱第 2 条第 2 号に規定する役員等をいう。以下同じ。）の氏名その他の情報の提供を求めた場合は、入札者は速やかに必要な情報を芦屋市長に提出すること。

令和 年 月 日

芦 屋 市 長 宛

(入札者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法 人 名 〕
代表者名

㊞

(参考)

芦屋市暴力団排除条例

第2条

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者で次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 暴力団員が役員(法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)として、又は実質的に経営に関与している事業者
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している事業者
 - ウ 次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為
 - エ アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、下請契約、業務の再委託契約その他の契約を締結し、これを利用している事業者

芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除措置に関する要綱

第2条

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあっては、役員(条例第2条第3号アに規定する役員をいう。以下同じ。)及び監督責任者(業務を監督する責任を有する者及び当該業務に対して当該者と同等以上の支配力を有すると認められる者(役員を除き、これらの者の権限を代行する権限を有する者を含む。))をいう。以下同じ。)
 - イ 法人等以外の者にあっては、その者及び監督責任者